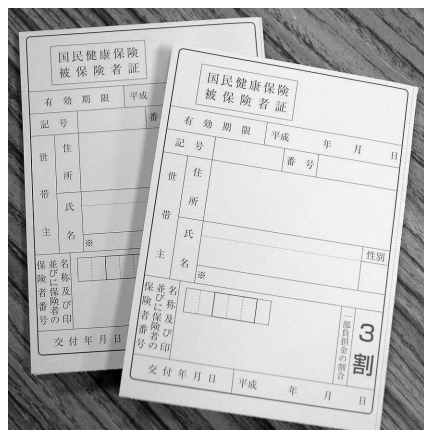


# ○国民健康保険被保険者証の更新時期です○



現在お使いの国民健康保険被保険者証は平成22年3月31日で**期限切れ**になりますので、一斉更新を行います。現在お使いの保険証をご持参のうえ、各地区公民館までお越しください。

当日都合の悪い人は、3月26日以降に保健センター「ほのぼの」福祉課窓口で更新を行いますので、保険証をご持参ください。

※(注意)今回の保険証更新は国民健康保険被保険者証です。後期高齢者医療被保険者証は平成22年7月下旬頃に自宅に郵送しますので、更新は今の時期ではありません。

## 《 更新場所・日時 》

地区	場所	日時
山形	山形第2地区公民館(芦津、八河谷)	3月23日(火) 午前 9時00分～10時00分
	山形第1地区公民館(芦津、八河谷を除く)	3月23日(火) 午前 10時30分～12時00分
山郷	山郷地区公民館	3月23日(火) 午後 1時00分～3時00分
那岐	那岐地区公民館	3月24日(水) 午前 10時30分～12時00分
土師	土師地区公民館	3月24日(水) 午後 1時00分～3時00分
富沢	富沢地区公民館	3月25日(木) 午前 10時00分～12時00分
智頭	総合センター(岩神を含む)	3月25日(木) 午後 1時30分～3時30分

## こんな時には申請を

### ○会社を辞めたとき

保険証が社会保険から国民健康保険に変わります。無保険にならないよう申請しましょう。

#### (届出に必要な物)

印鑑・離職証明書・同一世帯に国保に加入している人がいる場合はその国保の保険証

### ○会社に就職したとき

保険証が会社から交付されますが、国民健康保険に加入している人が会社に就職したことを福祉課に届けないと国民健康保険税が賦課され続けます。会社に就職したときは、新しく交付された会社の保険証を持って届出をしてください。

#### (届出に必要な物)

印鑑・新しい保険証・同一世帯に国保に加入している人がいる場合はその国保の保険証

## 住所変更の届出はお早めに!

これから、入学・就職・転勤の時期を迎えます。特に3月、4月は住所変更の手続きをする人で役場の窓口が混雑しますので、早めに届出を済ませておきましょう。

住所変更の手続きをしないと、日常生活で支障が出てきます。住所が変わったときは必ず届出をしましょう。住所の変更後、国民健康保険等の手続きは保健センターほのぼの内福祉課でしていただく必要があります。

こんなとき	届出する期間	届出する期間	手続きに必要なもの
他のまちから智頭町に引っ越したとき	転入届	引っ越してから14日以内	・転出証明書 ・年金手帳(国民年金に加入している人) ・年金証書(年金を受給している人)
智頭町から他のまちに引っ越すとき	転出届	引っ越す日の前後14日以内	・国民健康保険証(加入している人) ・印鑑登録証
智頭町内で住所を変更したとき	転居届	転居してから14日以内	・国民健康保険証(加入している人) ・印鑑登録証 ・年金手帳(国民年金に加入している人) ・年金証書(年金を受給している人)

## 窓口での本人確認書類が必要です!

みなさんの大切な個人情報を守るため、役場税務住民課の窓口で、住民異動の届出や住民票の写しなどの証明書の交付申請をするときには、窓口に来られた人の本人確認ができる書類が必要です。

対象となる届出、証明書の種類と提示していただく書類は次のとおりです。

対象となる届出・証明の種類	本人確認のための書類
<b>住民異動の届出</b> ・転入・転出・転居・世帯変更等の届出 <b>戸籍、住民票、外国人登録等に関する証明</b> ・戸籍(原戸籍、除籍)謄抄本の写し ・戸籍の附票・身分証明書・住民票の写し ・戸籍届出等に関する諸証明書 ・住民票記載事項証明書 ・外国人登録原票記載事項証明書等 <b>税に関する証明</b> ・所得証明書・固定資産証明書・納税証明書	●官公署発行の顔写真のある書類 例: 運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(顔写真有)等 ●法令に基づき発行された書類 例: 住民基本台帳カード(顔写真無)、健康保険証、老人医療受給者証、介護保険被保険者証、各種公的年金証書、その他官公署の発行した各種免許証・証明書等 ※顔写真のついていない書類の場合は2種類必要です。

戸籍の届出(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁)、印鑑登録の手続き(新規登録・登録廃止)、住民基本台帳カードの発行につきましても、従来どおり本人確認を実施します。本人確認できない場合は、手続きできない場合もあります。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。